

## 宮城県有体育施設ネーミングライツ募集要項

### 1 募集目的

宮城県では、今後の安定した施設運営に向けて、県有体育施設におけるネーミングライツスポンサーを募集します。

宮城県では、これまで「楽天命パーク宮城（宮城球場）」「セキスイハイムスーパーアリーナ（総合体育館）」「セントラルスポーツ宮城G21プール（総合プール）」「キューアンドエースタジアムみやぎ（宮城スタジアム）」「みやぎ生協めぐみ野サッカー場（宮城県サッカー場）」「ヒルズ県南総合プール（仙南総合プール）」「アイエス総合ボートランド（長沼ボート場）」以上、県有体育施設7施設においてネーミングライツを導入し、施設の整備・改修や、備品の更新等の費用に充てています。

キューアンドエースタジアムみやぎにおいては、2020年東京五輪のサッカーの試合会場として使用され、ネーミングライツにより得られた収入を活用して整備されました。

### 2 募集主体 宮城県

### 3 対象施設

No	施設名	所在地
1	宮城県第二総合運動場（武道館、近的弓道場、遠的弓道場、クライミングウォール、合宿所の5施設のみとし、長沼ボート場、仙南総合プールは除く。以下同じ。）	宮城県仙台市太白区根岸町15-1
2	宮城県ライフル射撃場	宮城県石巻市沢田字金山51-1

### 4 施設概要 別紙「県有体育施設の概要」のとおり

### 5 募集概要

#### (1) ネーミングライツの範囲

イ 施設名称（愛称）として、企業名又はブランド名・商品名をつけることができます。

ロ 利用者の混乱を避けるため、契約期間中の名称（愛称）の変更はできません。

ハ 募集する名称は施設の「愛称」であることから、県立都市公園条例（昭和34年7月16日宮城県条例第21号）及びライフル射撃場条例（昭和57年7月16日宮城県条例第18号）で定めている施設の名称の改正はできません。

#### (2) 募集条件

イ 契約期間

ネーミングライツ契約時期（開始時期）から原則3年以上で提案してください。

※3年以上の契約を希望する場合は、年単位で提案してください。

※契約更新時に優先交渉権を付与します。（更新6ヶ月前までに契約継続の意志表示が必要。）

ロ 募集金額

1年あたり次に示す金額以上（消費税及び地方消費税は別途。）を希望いたしますが、これ以下の金額でもネーミングライツスポンサーとして選定する場合があります。

No	施設名	契約希望金額 (消費税及び地方消費税は別途)	備考
1	宮城県第二総合運動場	年間200万円 以上	
2	宮城県ライフル射撃場	年間10万円 以上	

ハ 希望する名称（愛称）

県民に親しまれ、かつ本県のスポーツ拠点施設にふさわしい名称（愛称）とします。また、宮城県広告掲載等基準4に定める内容の名称は除きます。（別添「宮城県広告掲載等基準」参照）

二 費用負担

施設の名称看板の設置及び契約期間満了後の当該看板の撤去現状回復については、ネーミングライツ料とは別にスポンサー企業に負担していただきます。

ホ 対象企業

公園施設及び県有体育施設にふさわしく、コンプライアンスを遵守している企業とします。また、

宮城県広告掲載基準3に規定する業種又は事業者を除きます。

(3) スポンサーメリットの追加提案

追加提案がある場合には、申込書と併せて提案してください。内容については、追加提案に係るネーミングライツ料の増額の有無を含め、スポンサー企業選定後に、当該企業と県が協議し決定します。

なお、提案の内容によっては希望に添えない場合もあります。また、費用負担を伴う場合については、原則としてネーミングライツ料とは別に負担していただきます。

## 6 ネーミングライツ料の使途

スポーツ振興基金に、積み立てた後、県有体育施設の整備等に充てることとしております。

## 7 応募方法

(1) 申込期間

随時受け付けます。持参又は郵送等により、下記の書類を提出してください。

※持参の場合には、上記期間内の土・日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで受付をします。

※ネーミングライツ契約時期（開始時期）については、協議の上で決定することとします。

(2) 提出書類

イ ネーミングライツ取得申込書（様式1）

ロ 会社概要

ハ 直近3年間の決算報告書

ニ 法令遵守に関する自己申告書（様式2）

ホ 法令遵守をはじめ、コンプライアンス経営に対する企業内の管理体制と社内ルール等の整備状況を示す関係書類（コンプライアンス経営に関する既存資料のほか、必要であれば補足説明資料）

ヘ 登記事項証明書（商業登記簿謄本）

ト 納税証明書（イ及びロに係る対象となる税について直近1年間の未納がないことの証明）

（イ）都道府県税の納税証明書（本店のある都道府県で発行した法人事業税、法人都道府県民税）

（ロ）法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書

ハ 印鑑証明書

(3) 提出部数

正本1部、副本（コピー可）2部を提出してください。

なお、提出された書類は一切返却いたしません。

## 8 選定方法

提出いただいた書類をもとに、宮城県広告審査委員会において、その調査結果及び名称、応募金額等を総合的に判断して応募された企業の中からスポンサー企業を選定します。

選定委員会は、申請後1月以内に開催する予定です。

なお、必要に応じて広告審査委員会前に、ヒアリングを行うことがあります。

## 9 選定結果の通知及び公表

(1) 選定結果は、全ての応募者に文書で通知します。また、選定されたスポンサー企業については公表します。

(2) 応募内容及び選定結果等については、宮城県情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）に基づき取り扱います。

## 10 その他

この募集要項に記載のない事項については、宮城県広告事業実施要綱及び宮城県広告掲載等基準に従って取り扱います。

## 11 問い合わせ、申込書の提出先

宮城県企画部スポーツ振興課 管理調整班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電話：022-211-3156

Fax：022-211-3540

メール：[suposinmpref.miyagi.lg.jp](mailto:suposinmpref.miyagi.lg.jp)

## ネーミングライツとは？

ネーミングライツとは、スポーツ施設などの名称にスポンサー企業の名称やブランド名を付与する権利で、施設命名権とも呼ばれます。

アメリカでは、1980年代以降、北米のプロスポーツ施設を中心に市場が急速に拡大しており、施設建設や運営資金調達のための重要な手法の一つとして定着しているところです。

スポンサー企業にとっては、施設来場者へのPRに加え、さまざまなメディアに露出・掲載されることになるので、次のような効果があると考えられます。

- ① 企業の知名度を高められる。
- ② 住民の高感度及び取引先の評価の向上
- ③ ブランドイメージの向上
- ④ 営業効率の向上
- ⑤ 従業員の意識向上
- ⑥ 公共施設のネーミングライツにおいては、ライセンス料の納入を通じて、スポーツの振興又は文化の振興などの自治体の施策に協力しているイメージの形成

県内のスポーツ施設においては、下記の例のとおり県や仙台市の施設に導入されております。

「宮城球場」・・・・・・・・・・	「楽天生命パーク宮城」
「宮城スタジアム」・・・・・・・・	「キューアンドエースタジアムみやぎ」
「宮城県総合体育館」・・・・・・・・	「セキスイハイムスーパーアリーナ」
「宮城県サッカー場」・・・・・・・・	「みやぎ生協めぐみ野サッカー場」
「宮城県総合プール」・・・・・・・・	「セントラルスポーツ宮城G21プール」
「仙南総合プール」・・・・・・・・	「ヒルズ県南総合プール」
「長沼ボート場」・・・・・・・・	「アイエス総合ボートランド」
「仙台スタジアム」・・・・・・・・	「ユアテックスタジアム仙台」
「仙台市陸上競技場」・・・・・・・・	「弘進ゴムアスリートパーク仙台」 等